

環境法講義概要

第1回 環境法の歴史

2007年4月13日

担当者：交告尚史

1. 戦後の環境問題と公害法の生成

(1)公害防止条例

戦後復興、工場再建、大気汚染、水質汚濁、騒音等の進行、朝鮮動乱特需。

東京都工場公害防止条例(1949)、大阪府事業所公害防止条例(1950)、神奈川県事業場
公害防止条例(1951)

(2)浦安漁民騒動

本州製紙江戸川工場の汚水。魚介類の死滅。漁民の抗議行動。工場構内への闖入、座
り込み。公害防止条例に基づく都知事の操業一部停止勧告。

(3)水質二法の制定(1958)

「公共用水域の保全に関する法律」と「工場排水等の規制に関する法律」

水質二法の3つの限界＝「産業の相互協和」条項、水域指定、濃度規制

(4)大気汚染公害とばい煙規制法の制定

石油コンビナート。四日市喘息。異臭魚問題。

ばい煙の排出の規制等に関する法律(1962)

ばい煙規制法の3つの限界

2. 公害対策基本法体系の制定

(1)公害対策基本法制定の経緯

四大公害（熊本水俣病、新潟水俣病、富山イタイイタイ病、四日市喘息）

公害行政の総合的実施の必要性 → 公害対策基本法(1967)

(2)公害対策基本法のおもな内容

典型七公害＝大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭＋土壤汚染
環境基準、公害防止計画。

3. 公害規制法の制定と改正

(1)「公害国会」前

ばい煙規制法に代えて大気汚染防止法の制定(1968)

将来ばい煙発生施設の集合設置が確実な地域を指定地域に含める。

K値規制、特別排出基準、自動車排ガス規制に着手。

騒音規制法の制定(1968)

(2)「公害国会」(1970)

公害対策基本法の経済調和条項を削除。大気汚染防止法、騒音規制法の調和条項も削除。

土壤汚染を公害に加える。自然環境の保護を政府のなすべき施策に含める。

水質二法に代えて水質汚濁防止法を制定。

海洋汚染防止法、土壤汚染防止法、公害防止事業費事業者負担法、廃棄物処理法の制定。

公害罪法の制定・・・両罰規定、因果関係の推定規定。

4. 「公害国会」から数年後

総量規制の導入

5. 環境庁（現在は環境省）の創設

(1)組織の位置づけと欠陥

(2)任務と権限

(3)自然環境保全法の制定と公害・環境法の成立

環境庁の任務に自然保護が含まれる。

公害国会における自然公園法の改正。ただし、保護と利用の二重目的。

自然保全法の制定(1972) *世代を越えた継承

..公害対策基本法と自然環境保全法の二本柱

6. その後の立法状況

(1)1980年代

湖沼法、瀬戸内法

(2)1990年代

リサイクル法

環境基本法

非環境保護法に環境保護目的追加

(3)2000年代

循環型社会形成推進基本法、各種リサイクル法、フロン回収・破壊法、土壤汚染対策法